



山形県公報

平成30年5月25日（金）
第2946号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）…529
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………（県産米ブランド推進課）…同
- 定数漁業に係る許可及び認可の申請期間……………（庄内総合支庁水産振興課）…533
- 土地改良区の定款変更の認可……………（置賜総合支庁農村計画課）…同
- 県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………（村山総合支庁北村山農村整備課）…同
- 同……………（同）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）…534

### 公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………（同）…同
- 同……………（最上総合支庁建築課）…538

## 告 示

### 山形県告示第421号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                      | 障害福祉サービスの種類 | 定員  | 指定年月日       |
|------------------------------|----------------------------------|-------------|-----|-------------|
| 株式会社ころね<br>酒田市こあら一丁目5番地の11   | 就労継続支援B型しろくま<br>酒田市錦町一丁目102番地の25 | 就労継続支援（B型）  | 20名 | 平成30. 5. 10 |

### 山形県告示第422号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 さがえ西村山農業協同組合  
 代表理事組合長 柴田 清志  
 寒河江市中央工業団地75
- (2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類               |     |            | 変更年月日     |
|--------------------------------------------|-----|------------|-----------|
| 変更前                                        | 変更後 | 備考         |           |
| 武田 亮一<br>寒河江市船橋町11-3<br>玄米、小麦、大豆、そば        | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 平成30年3月1日 |
| 佐藤 知徳<br>東村山郡中山町大字長崎8043-92<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |            |           |
| 山田 和義<br>寒河江市石持町3-16<br>玄米、小麦、大豆、そば        | 同 左 |            |           |
| 吉田 一男<br>西村山郡河北町大字吉田84<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |            |           |
| 佐々木 和真<br>村山市大字河島乙113-1<br>玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左 |            |           |
| 土田 裕之<br>寒河江市字道生89<br>玄米、小麦、大豆、そば          | 同 左 |            |           |
| 鈴木 啓司<br>西村山郡朝日町大字三中乙248-1<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |            |           |
| 宮林 清<br>寒河江市新山町66-6<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |            |           |
| 青木 悟<br>西村山郡河北町西里658<br>玄米、小麦、大豆、そば        | 同 左 |            |           |
| 山崎 浩<br>寒河江市丸内二丁目3-10<br>玄米、小麦、大豆、そば       | 同 左 |            |           |
| 佐藤 長弥<br>寒河江市南町一丁目2-46<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |            |           |
| 半澤 弘典<br>西村山郡河北町西里2706<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |            |           |
| 山田 博喜<br>西村山郡河北町谷地ひな市四丁目6-6<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |            |           |
| 工藤 恭裕<br>寒河江市元町四丁目12-4<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |            |           |

|                                            |     |  |
|--------------------------------------------|-----|--|
| 大泉 敏志<br>寒河江市大字寒河江字古河江29-8<br>玄米、小麦、大豆、そば  | 同 左 |  |
| 軽部 賢太<br>寒河江市字下河原110-10<br>玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左 |  |
| 結城 真人<br>西村山郡大江町大字小鉾630-1<br>玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |  |
| 清野 睦彦<br>寒河江市大字柴橋979-12<br>玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左 |  |
| 結城 勇次郎<br>寒河江市大字柴橋858-1<br>玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左 |  |
| 菊地 俊<br>寒河江市新山町1-3 ベルソーA101<br>玄米、小麦、大豆、そば | 同 左 |  |
| 飯田 信之<br>西村山郡西川町大字睦合乙68<br>玄米、小麦、大豆、そば     | 同 左 |  |
| 氏家 俊希<br>寒河江市大字高屋77<br>玄米、小麦、大豆、そば         | 同 左 |  |
| 今田 竜乃助<br>西村山郡河北町田井193<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |  |
| 矢作 慎吾<br>東根市鷺ノ森二丁目1-15<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |  |
| 片桐 大樹<br>寒河江市若葉町1-8<br>玄米、小麦、大豆、そば         |     |  |
| 和田 孝太<br>西村山郡河北町西里1878<br>玄米、小麦、大豆、そば      | 同 左 |  |
| 丹野 友樹<br>東村山郡中山町大字金沢271-5<br>玄米、小麦、大豆、そば   | 同 左 |  |

- 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
 企業組合ライス・サポート  
 代表理事 鈴木 清  
 山形市城南町二丁目4-4
- (2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類     |                                               |            | 変更年月日      |
|----------------------------------|-----------------------------------------------|------------|------------|
| 変更前                              | 変更後                                           | 備考         |            |
| 鈴木 清<br>山形市城南町二丁目4-4<br>玄米       | 同 左                                           | 国内産農産物に限る。 | 平成30年5月14日 |
| 矢野 廣司<br>天童市本町一丁目8-16<br>玄米      | 同 左                                           |            |            |
| 森谷 茂泰<br>天童市大字蔵増甲972<br>玄米       | 同 左                                           |            |            |
| 高橋 良友<br>北村山郡大石田町大字田沢729<br>玄米   | 同 左                                           |            |            |
| 板垣 隆志<br>山形市飯田西四丁目12-11<br>玄米    | 同 左                                           |            |            |
| 日下部 賢一<br>山形市木の実町12-30-601<br>玄米 | 同 左                                           |            |            |
| 櫻井 努<br>山形市桜町四丁目10-1<br>玄米       | 同 左                                           |            |            |
| 土井 信治<br>酒田市北仁田字川除90<br>玄米       | 同 左                                           |            |            |
| 三浦 昌樹<br>東根市本丸北一丁目5-29<br>玄米     | 同 左                                           |            |            |
| 村上 春<br>山形市籠田二丁目1-21<br>玄米       | 同 左                                           |            |            |
|                                  | 大場 和瑛<br>山形市江南四丁目10-5-7<br>玄米                 |            |            |
|                                  | 後藤 竜也<br>山形市五十鈴一丁目6-9 コン<br>シェルジュサウス318<br>玄米 |            |            |
|                                  | 石川 智文<br>鶴岡市野田目砂田56<br>玄米                     |            |            |
|                                  | 柴田 嘉也<br>新庄市大字泉田字泉田295<br>玄米                  |            |            |
|                                  | 鈴木 翔<br>西村山郡大江町大字左沢966-5<br>玄米                |            |            |

**山形県告示第423号**

山形県海面漁業調整規則（昭和39年7月県規則第58号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、同規則第25条の規定により定数が定められた漁業に係る漁業の許可及び起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成30年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 漁業の種類  
小型機船底びき網漁業
- 2 申請期間  
平成30年5月28日から同年6月22日まで

**山形県告示第424号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成30年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
野川土地改良区
- 2 事務所の所在地  
長井市清水町一丁目1番26号
- 3 認可年月日  
平成30年5月18日

**山形県告示第425号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営西郷名取地区第1事業区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称 換地計画書
- 2 縦覧に供する場所 村山市役所農林課
- 3 縦覧に供する期間 平成30年5月25日から同年6月22日まで
- 4 その他

- (1) この換地計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この換地計画については、(1)の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この換地計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この換地計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの換地計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第426号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営長島地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称 換地計画書
- 2 縦覧に供する場所 村山市役所農林課

3 縦覧に供する期間 平成30年5月25日から同年6月22日まで

4 その他

- (1) この換地計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この換地計画については、(1)の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この換地計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この換地計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この換地計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの換地計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第427号

次の開発行為は、完了した。

平成30年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成29年11月13日 指令村総建第227号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東村山郡山辺町大字山辺字蒲沖2830番1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
東村山郡山辺町大字山辺2809番地5  
みつこしエステート株式会社

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成30年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称           | 所在地            | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 摘要     |                                    |
|--------------|----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|------------------------------------|
|              |                | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |        | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営鈴川第2アパート2号 | 山形市鈴川町三丁目18-51 | 3K   | 44.4                          | 2    | 一般用 | 12,200                  | 14,100                             | 16,100                             | 18,200                             | 19,100                             | 19,100 | 3月分の家賃に相当する額                       |
| 同 3号         | 同 17-25        | 同    | 44.4                          | 1    | 同   | 12,000                  | 13,900                             | 15,900                             | 17,900                             | 19,700                             | 19,700 | 単身可                                |
| 同 5号         | 同 17-17        | 同    | 44.4                          | 1    | 同   | 12,200                  | 14,100                             | 16,100                             | 18,200                             | 19,100                             | 19,100 |                                    |
| 同 五十鈴アパ一ト1号  | 同 大野目二丁目2-52   | 同    | 51.2                          | 3    | 同   | 14,600                  | 16,900                             | 19,300                             | 21,700                             | 24,900                             | 26,200 |                                    |
| 同            | 同              | 同    | 51.2                          | 1    | 同   | 14,600                  | 16,900                             | 19,300                             | 21,700                             | 24,900                             | 26,200 | 単身可                                |
| 同 2号         | 同 2-50         | 同    | 51.2                          | 2    | 同   | 14,600                  | 16,900                             | 19,300                             | 21,700                             | 24,900                             | 26,200 |                                    |
| 同 桧町アパ一ト1号   | 同 桧町四丁目12-16   | 3DK  | 58.4                          | 1    | 同   | 18,600                  | 21,500                             | 24,600                             | 27,800                             | 31,700                             | 36,600 |                                    |
| 同 2号         | 同 12-20        | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 20,800                  | 24,000                             | 27,500                             | 31,000                             | 35,400                             | 40,900 |                                    |
| 同 深町アパ一ト1号   | 同 深町一丁目7-39    | 同    | 64.2                          | 1    | 同   | 22,300                  | 25,700                             | 29,400                             | 33,200                             | 38,000                             | 43,800 |                                    |
| 同 土屋倉アパ一ト1号  | 同 土屋倉アパ一ト1号    | 同    | 51.8                          | 1    | 同   | 12,500                  | 14,500                             | 16,600                             | 18,700                             | 21,400                             | 24,700 | 単身可                                |
| 同            | 同              | 同    | 51.8                          | 1    | 同   | 12,500                  | 14,500                             | 16,600                             | 18,700                             | 21,400                             | 24,700 |                                    |
| 同 鷺ヶ袋アパ一ト2号  | 同 旭町二丁目7-2     | 同    | 55.7                          | 2    | 同   | 13,800                  | 15,900                             | 18,200                             | 20,600                             | 23,500                             | 27,100 |                                    |
| 同 長岡アパ一ト2号   | 同 長岡アパ一ト2号     | 同    | 75.9                          | 1    | 同   | 27,600                  | 31,900                             | 36,500                             | 41,100                             | 47,000                             | 54,200 |                                    |
| 同 交り江アパ一ト1号  | 同 交り江五丁目10-1   | 同    | 62.8                          | 1    | 同   | 17,200                  | 19,900                             | 22,800                             | 25,700                             | 29,300                             | 33,900 |                                    |

|                  |                               |      |      |   |   |        |        |        |        |        |        |     |
|------------------|-------------------------------|------|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| 同 天童駅南ア<br>パート1号 | 同 田鶴町四<br>丁目18-22             | 同    | 66.5 | 1 | 同 | 22,900 | 26,400 | 30,200 | 34,100 | 38,900 | 44,900 |     |
| 同 天童南部ア<br>パート1号 | 同 南町三丁<br>目18-1               | 3LDK | 79.9 | 1 | 同 | 29,400 | 33,900 | 38,800 | 43,700 | 50,000 | 57,700 |     |
| 同 3号             | 同 18-3                        | 同    | 79.9 | 1 | 同 | 29,400 | 33,900 | 38,800 | 43,700 | 50,000 | 57,700 |     |
| 同 4号             | 同 18-4                        | 同    | 79.9 | 1 | 同 | 29,500 | 34,000 | 38,900 | 43,900 | 50,200 | 57,900 |     |
| 同 近江アパー<br>ト1号   | 東村山郡山辺町<br>近江1-1              | 3DK  | 64.2 | 1 | 同 | 19,100 | 22,100 | 25,300 | 28,500 | 32,600 | 37,600 | 单身可 |
| 同 南寒河江ア<br>パート1号 | 寒河江市大字高<br>屋字西浦100-<br>5      | 同    | 62.6 | 1 | 同 | 16,800 | 19,400 | 22,200 | 25,100 | 28,700 | 33,100 |     |
| 同 2号             | 同                             | 同    | 64.2 | 1 | 同 | 17,500 | 20,200 | 23,100 | 26,100 | 29,800 | 34,400 |     |
| 同                | 同                             | 同    | 64.2 | 1 | 同 | 17,500 | 20,200 | 23,100 | 26,100 | 29,800 | 34,400 | 单身可 |
| 同 塩水アパー<br>ト2号   | 同 大字寒<br>河江字塩水46-<br>1        | 同    | 70.7 | 1 | 同 | 23,600 | 27,300 | 31,200 | 35,200 | 40,200 | 46,400 |     |
| 同 谷地アパー<br>ト1号   | 西村山郡河北町<br>谷地荒町東一丁<br>目4-1    | 同    | 59.3 | 1 | 同 | 14,500 | 16,800 | 19,200 | 21,700 | 24,800 | 28,600 |     |
| 同 左沢アパー<br>ト     | 同 大江町<br>大字藤田264-<br>3        | 同    | 59.3 | 1 | 同 | 13,300 | 15,400 | 17,600 | 19,800 | 22,700 | 26,100 |     |
| 同                | 同                             | 同    | 59.3 | 1 | 同 | 13,300 | 15,400 | 17,600 | 19,800 | 22,700 | 26,100 | 单身可 |
| 同 楯岡アパー<br>ト     | 村山市楯岡笛田<br>四丁目6-23            | 同    | 54.6 | 1 | 同 | 12,800 | 14,700 | 16,900 | 19,000 | 21,700 | 25,100 | 单身可 |
| 同 大石アパ<br>ート     | 北村山郡大石田<br>町大字大石田甲<br>623-157 | 同    | 59.4 | 1 | 同 | 14,400 | 16,600 | 19,000 | 21,500 | 24,500 | 28,300 |     |
| 同                | 同                             | 同    | 59.4 | 1 | 同 | 14,400 | 16,600 | 19,000 | 21,500 | 24,500 | 28,300 | 单身可 |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成30年6月1日から同月7日までの午前10時から午後6時まで  
ただし、郵送の場合は、平成30年6月7日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 平成30年8月1日

---

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成30年5月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称               | 所在地             | 規格   |                               | 公募戸数 | 区分  | 家賃                      |                                    |                                    |                                    |                                    | 敷金     | 摘要 |                                    |
|------------------|-----------------|------|-------------------------------|------|-----|-------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|--------|----|------------------------------------|
|                  |                 | 住宅形式 | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル |      |     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を超え186,000円<br>以下の者 |        |    | 収入が186,000円<br>を超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営若葉東アパ<br>ート3号棟 | 新庄市金沢1496<br>-1 | 3DK  | 58.4                          | 1    | 一般用 | 14,700                  | 17,000                             | 19,400                             | 21,900                             | 25,000                             | 28,900 | 円  | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額           |

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

## 4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 平成30年6月1日から同月7日までの午前9時30分から午後5時まで  
ただし、郵送の場合は、平成30年6月7日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

新庄市金沢字大道上2034

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産最上事務所

## 5 入居の時期 平成30年7月中旬